

令和3年7月14日

## 質問書に係る回答について

回答者 多賀城市総務部交通防災課

事業者から提出された質問書記載の質問内容について、以下のとおり回答します。

質問	質問内容	回答内容
1	企画提案書の記載する(2) 業務実施体制についてですが、記載するのは弊社での担当者のみでよろしいでしょうか。 または、地図作成会社と印刷会社の記載も必要でしょうか。	本業務委託仕様書の10(3)において、本業務の主要な部分はハザードマップ原案作成業務としており、当然、基図の作成及び印刷データの作成も含まれると考えています。 したがって、(様式5) 実施体制調書の記載に当たっては、「商号又は名称」は貴社名で記載し、業務担当者欄に地図作成会社と印刷会社それぞれの業務責任者も含めて記載していただくようお願いいたします。 なお、同仕様書の10(1)の記載内容に留意いただくとともに、10(2)に記載のとおり、業務の一部を再委託しようとする場合には、事前に、再委託承諾申出書の提出をお願いいたします。 ※再委託承諾申出書の様式を市ホームページに掲載しましたので、御活用ください。
2	プロポーザル実施要領「5 申込手続」(3) 提出書類のウの参考資料(宮城県内の自治体のハザードマップ)と「7 企画提案書等の受付」(4) 提出書類及び提出方法のキの参考資料(県内他自治体のハザードマップ)が同一の場合、それぞれにおいてハザードマップの提出が必要でしょうか。	申込手続時と企画提案書提出時の提出書類(参考資料)としているハザードマップが同一のものとなる場合は、企画提案書提出時には提出いただく必要はありません。

3	<p>委託仕様書の7業務内容(2)資料の収集整理において収集が想定される、過去の水害履歴や最新の洪水浸水想定区域、土砂災害(特別)警戒区域等、ハザードマップ作成に活用が想定されるデータはGISで活用できる形式(シェイプ形式)で提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>本市が所有権を有する洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に関するデータについては、シェイプ形式での提供は可能です。</p> <p>また、宮城県等、本市以外の者が所有権を有するデータに関しては、本市が相手方と当該データの借用について協議を行うなどして、できるだけ提供が可能となるよう努めてまいります。</p>
4	<p>納品方法について、仕様書に「発注者が指定する場所(多賀城市内)」と記載されておりますが、多賀城市役所以外への納品は予定されておりますでしょうか。予定されている場合、納品場所及び箇所数をご教示ください。</p>	<p>成果品の納品先については、多賀城市役所及び市内の47行政区(町内会代表者宅や地区集会所等)への納品を想定しています。</p>